

粉じん作業特別教育

公益社団法人和歌山県労働基準協会

労働安全衛生法では、粉じん障害防止規則に定める特定粉じん作業（注）に従事する者に、特別な教育を行うことを義務付けています。

1. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員	写真
9月21日（祝） 10時～16時	和歌山市西浜1014番地27 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室	50名	不要
			受講資格
			不要

2. 受講料

※受講料は、講習日（土日祝を除く）の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
非会員：6,600円	880円	非会員：7,480円
会 員：5,500円		会 員：6,380円

（受講料、テキスト代とも税込み）

（注）特定粉じん作業・・・一定の粉じん発生源対策を行う必要のある作業をいいます。

- ・ 岩石又は鉱物を動力により裁断し、彫り、仕上げをする作業
 - ・ 鉱物等、炭素原料又はアルミニウム箔を動力により粉碎し、ふるい分けを行う作業
 - ・ 研磨剤を用いて動力により岩石、鉱物又は金属を研磨又は裁断する作業
 - ・ 坑内でセメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素繊維、アルミニウムを袋詰めする作業
 - ・ 陶磁器、耐火物、珪藻土製品又は研磨剤の製造工程で、屋内で混合又は動力で成型する工程
 - ・ 砂型を用いて鋳物を製造する工程において屋内で、型ばらし装置を用いて砂型を壊し又は動力により砂を再生する作業
- などが該当します。

3. 持ち物・・・ 受講票（受付でご提示してください）・ 筆記用具

4. 申込方法 受講申込書の必要事項をご記入のうえ、お申込み下さい。

5. 受講料振込先 紀陽銀行本店営業部
普通 1994470
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

6. 修了証の交付 全課程修了後、最終日にお渡しします。